

新 宮 川 水系砂利等の採取に関する審査基準総括表
総括表 様式－１ 規制の方針等

(水系名：新宮川水系)

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長	保安区域 (m) ※別添横断面図表示のとおり						掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添横断面図、横断面図表示のとおり	方 針 の 理 由 等
							堤防	護岸	床固	橋梁	取水堰			
幹川	熊野川	規制	規制	河口	3/600	3.8k	堤防法線 50m以上 低水法線 30m以上			構造令 不適合橋 100 構造令 不適合 鉄道橋 500			高水敷に仮置きした区間 左岸 0.2k～0.6k (B=50) 左岸 1.1k～1.6k (B=55) 左岸 2.9k～3.1k (B=40) 右岸 0.4k～0.8k (B=25)	・河川改修事業において河道掘削した土石を河川区域内に仮置したものを採取させる。 ・仮置する箇所以外について、河川改修事業に係る範囲は河川管理者による計画的な掘削に支障を来す恐れがあるため禁止区域とする。その他の区間に関しても河川改修計画上の必要性から保安区域とし、砂利等の採取を行わせない。また、堤防や橋梁に係る範囲は河川管理施設及び許可工作物等の保全等による区域設定により保安区域とし、砂利等の採取を行わせない。
		規制	禁止	3/600	5/000	1.4k								・御船島（3.6k）から上流の川の流心部は平成16年7月7日にユネスコ世界遺産登録されているため流心部については採取禁止とする。 ・河原については、下流河川改修事業区間への土砂移動の影響及び自然環境（貴重種の生息）を配慮し、採取可能範囲（高さ、河岸からの傾斜）の検討を行い規制区域を決める予定であり、それまでは、支障を生じる恐れがあるため採取禁止とする。
支川	市田川	規制	禁止	0/000	2/000	2.0k							掘削基準高= 計画河床高+1m	・賦存量がないため禁止区域とする。
支川	相野谷川	規制	禁止	0/000	5/700	5.7k							掘削基準高= 計画河床高+1m	・賦存量がないため禁止区域とする。
河川計						12.9k								

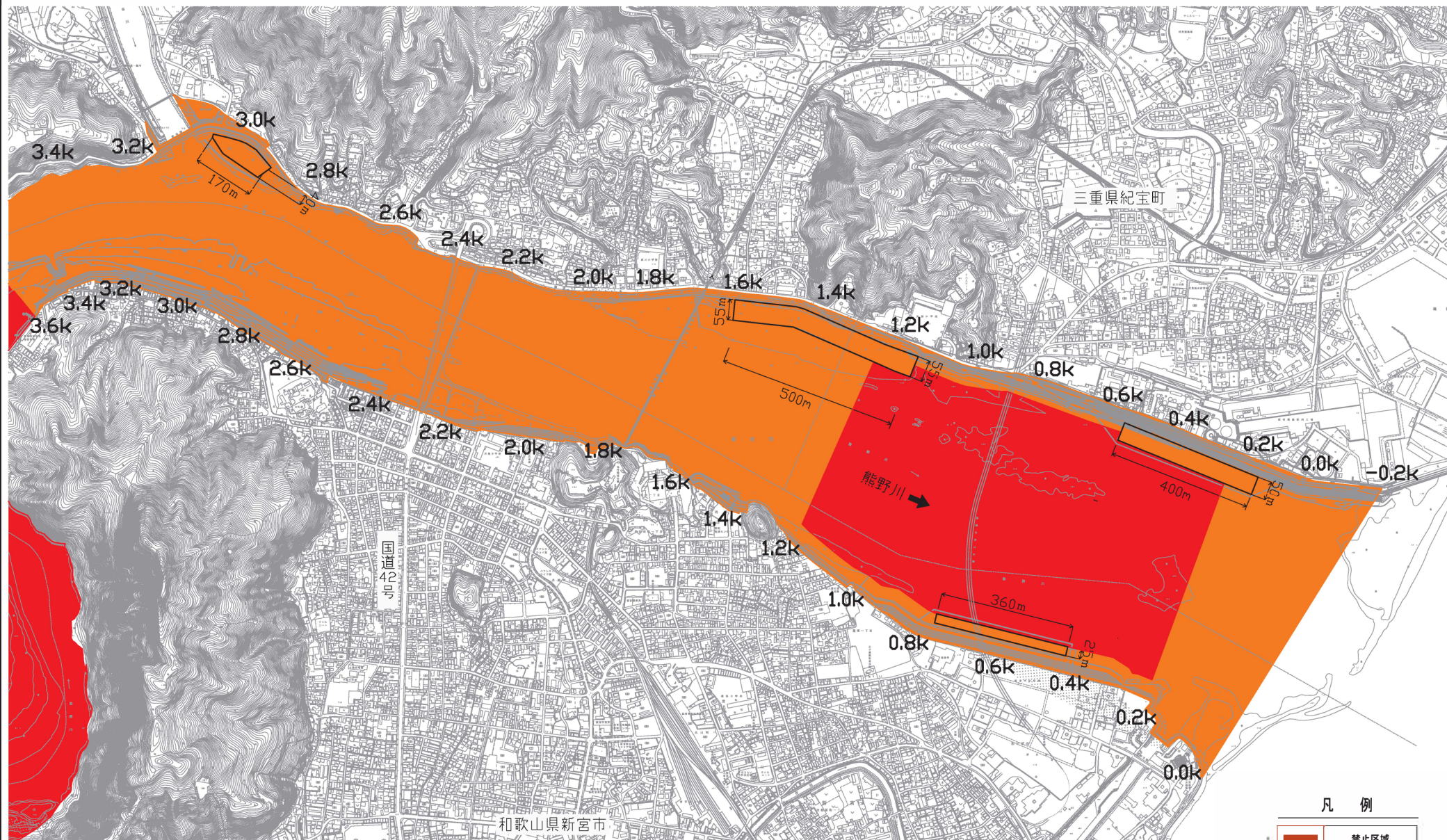
総括表 様式－２ 採取可能量等及び年次計画

(千m³)

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	掘削可能量	採取可能量	年次計画	R 7年	R 8年	R 9年	R 10年	R 11年	計	備 考
幹川	熊野川	河 口	5/000	5.2k	750	750	許可又は許可の予定量	150	150	150	150	150	750	
							採取可能量中の許可又は認可の予想量	150	150	150	150	150	750	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	
支川	市田川	0/000	2/000	2.0k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は認可の予想量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	
支川	相野谷川	0/000	5/700	5.7k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は認可の予想量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	
総計				12.9k	750	750	許可又は許可の予定量	150	150	150	150	150	750	
							採取可能量中の許可又は認可の予想量	150	150	150	150	150	750	
							流下予想量	－	－	－	－	－	－	

※採取可能量については歩留まりを考慮していない

新宮川水系熊野川 平面図 S=1:10,000

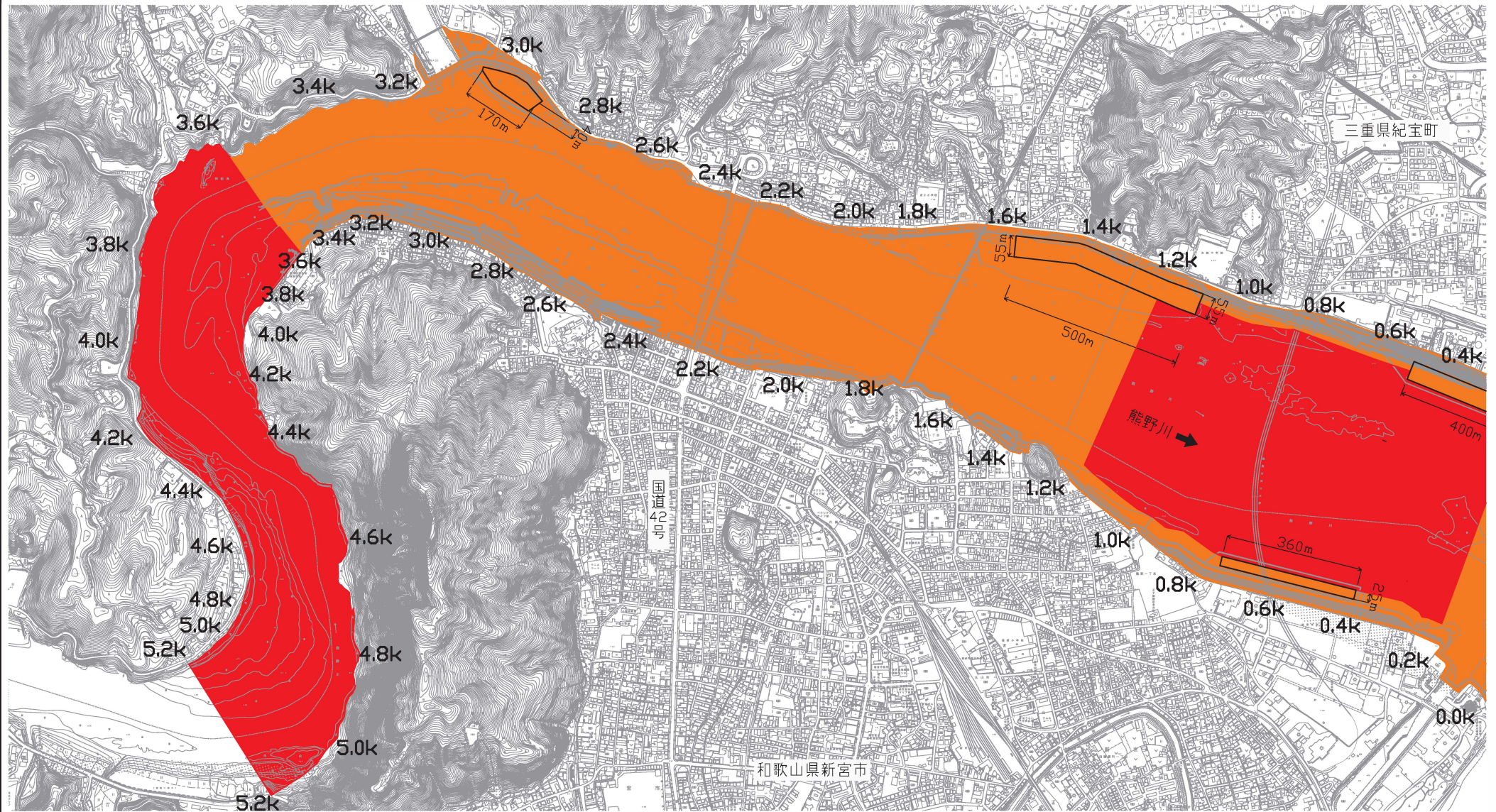


仮置き土範囲

凡 例

禁止区域	保安区域
------	------

新宮川水系熊野川 平面図 S=1:10,000



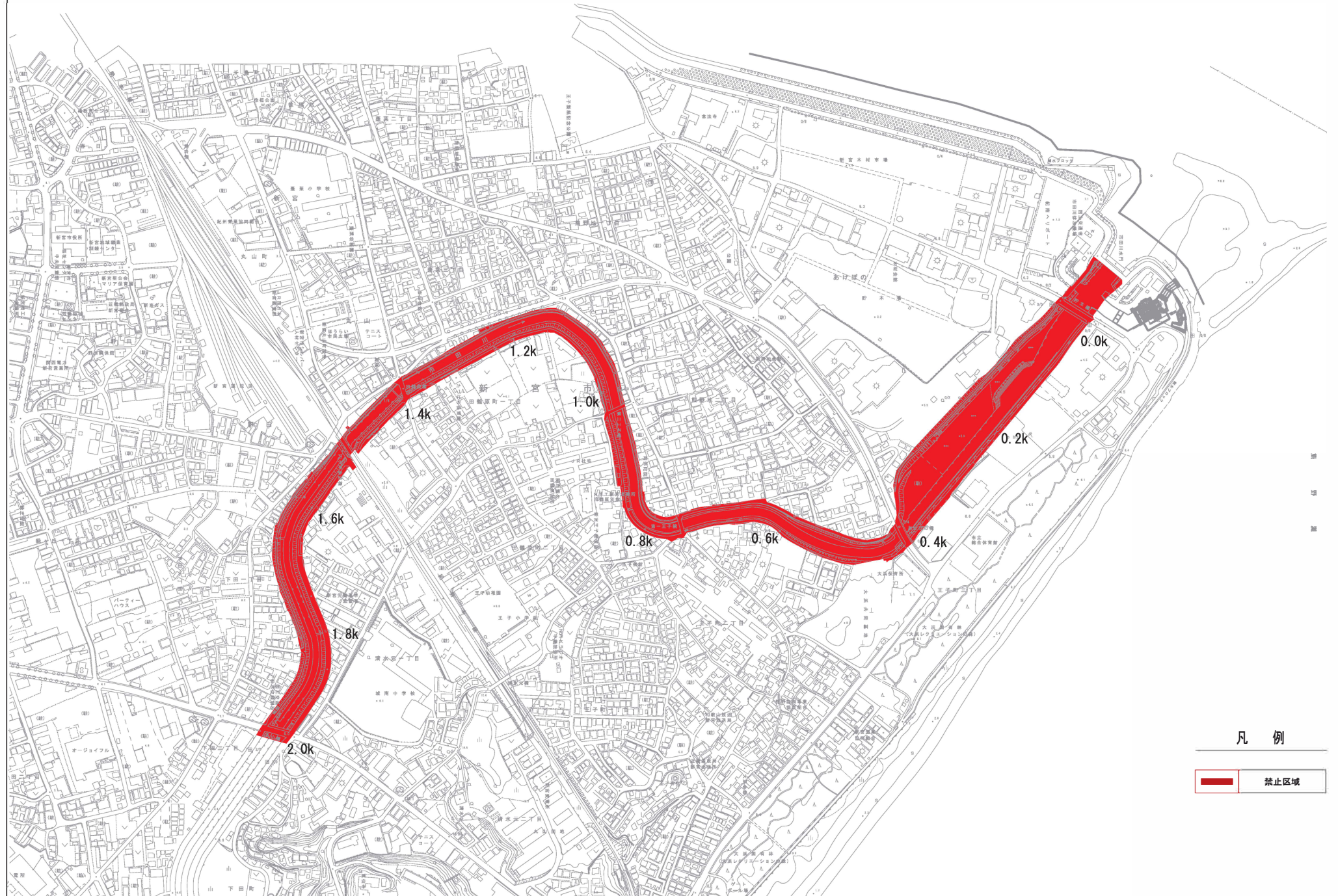
仮置き土範囲

凡 例

禁止区域	
保安区域	

直轄河川新宮川水系市田川平面図

S=1/5000



凡 例



新宮川水系相野谷川 平面図 S=1:7000

